

1970（昭和45）年、YはAの実弟である訴外Bを通じてA所有の本件土地を買い受けて本件建物を建築し、以後本件土地・建物の占有を続けている。1971（昭和46）年頃、Bが行方不明になり、問題の売買契約はBがAの権利証（登記済証）等を勝手に持ち出したものであることが判明したため、YはBの行為について兄Aにもその責任を追及し、移転登記手続を求めた。しかし、Aも弟Bの刑事責任を問題にされることを恐れてか、Yに対して履行責任を否定する明確な態度を取ることなく、さりとして積極的にYに対して移転登記手続に協力することもないままで、長年月が経過してしまった。なお、本件土地の固定資産税は登記名義人であるAが支払い続けていた。

1990（平成2）年頃、本件土地の一部に道路が通ることになり、保証金が登記名義人であるAに支払われそうになったことから紛争が再燃し、AはYに対して明確に本件土地の所有権を主張しだした。そして、1992（平成4）年、Aは同居している長男X₁と、結婚して遠方に住んでいる長女X₂に本件土地を贈与し、移転登記を済ませた。この贈与については、X₁・X₂とも、贈与の目的やYとの紛争の事情についてAに何も説明を求めることもなく、すべての手続を父Aに任せた。

1993（平成5）年、X₁・X₂は、Yに対して、建物収去土地明渡しを求めて、本件訴えを提起した。本件訴訟につき、諸君はどのような判決を下すか。

※第1回インター・カレッジ民法討論会に出題した問題です。西暦を併記するなど若干の修正をしています。原文は、松岡久和「学術活動報告 民法討論会」龍谷大学法学論集— 学生論集 — 24巻（1995年）329-331頁の331頁に掲載。解説は、松岡久和「インター・カレッジ民法討論会」法教174号（1995年）61-63頁の62-63頁に「判例偽報2号」として掲載したものの。